

ヤマザキグループの皆さまへ

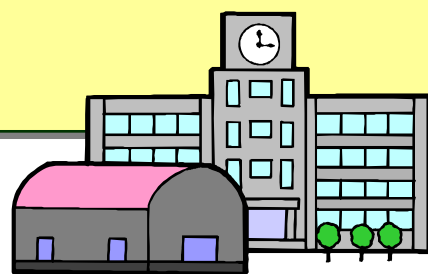
年金対策  
お忘れなく！

# ようこそ 年金の学校へ

(年金払積立傷害保険)

## 個人年金プランのおすすめ

このパンフレットには、年金払積立傷害保険の『契約概要』  
『注意喚起情報』等の別冊がついています。併せてお読みください。



年金について  
まだ先のことと  
考えているあなたへ！  
必見です！  
若いうちからのご準備を  
おすすめします！！

お問い合わせは

取扱代理店 株式会社ヤマザキ 保険事業部

<http://www.kabu-yamazaki.jp/>

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-8-16

TEL: 03-3863-6271 FAX: 03-3851-5017

お客様専用フリーアクセス（通話料無料）: 0800-800-6271



引受保険会社：三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)  
※いずれかの保険会社の引受となります。なお本紙は三井住友海上からのご案内です。

※このパンフレットは年金払積立傷害保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。  
※公的年金についての記載は平成27年10月現在のものです。今後法改正等により変更となる可能性がありますのでご注意ください。

# 1 限目

## 公的年金ってどんな制度？！



公的年金制度は、現役で働く世代がお年寄りの世代の年金のお金を負担するという「世代と世代の支えあい」が基本になっています。年金のお金は、①現役で働いている世代が働いて得た収入からの保険料、②税金でまかなわれています。



かつての日本では、祖父母、父母、子どもたちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、核家族化が進む現在、老後の生活を自分の子どもに頼ることが難しくなっています。

公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度なのです。



# 2 限目

## 国民年金のお金は誰が払っているの？



日本国内にお住まいの20才から60才までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。

|     | どんな人が？   | 加入の届出は？         | 保険料の納付は？           |
|-----|----------|-----------------|--------------------|
| 第1号 | 無職・自営業者等 | ご自身で市区町村役場へ届出   | ご自身で納付             |
| 第2号 | 会社員・公務員等 | 勤務先が届出          | 勤務先で納付             |
| 第3号 | 専業主婦等    | 配偶者（第2号）の勤務先が届出 | なし〔配偶者（第2号）の制度が負担〕 |

# 3 限目

## 国民年金、厚生年金って？



現在日本には、国民年金、厚生年金の2つの公的年金制度があります。  
※平成27年10月より共済年金は、厚生年金に統一されることになりました。

上乗せ年金  
(2階)

厚生  
年金

国民年金

厚生年金

基礎年金  
(1階)

国民年金  
(基礎年金)

日本に住むすべての人が、20才から60才になるまで加入する年金のことです。将来基礎年金を受け取ることができます。

サラリーマン、先生、公務員等が加入する年金のことです。将来国民年金に上乗せされた厚生年金を受け取ることができます。

では「いつから公的年金はもらえるのか？」次は「4限目」です。

## 公的年金の支給開始年令に注意!!

(老齢厚生年金)



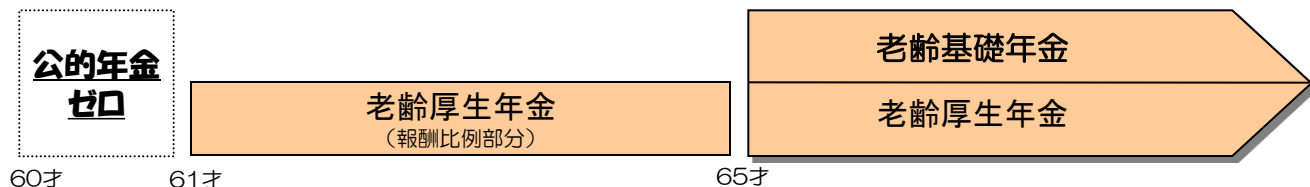
平成12年の年金制度改革により、老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年令が、生年月日に応じて、順次65才まで引き上げられました。

(ご参考) 老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年令

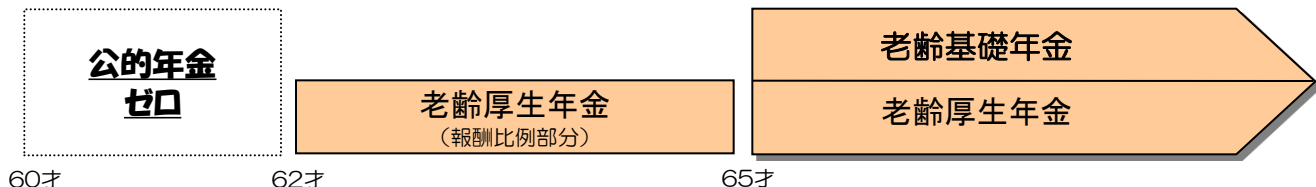
| 男性                 | 女性                 | 支給開始年令 |
|--------------------|--------------------|--------|
| S28.4.1以前生まれ       | S33.4.1以前生まれ       | 60才    |
| S28.4.2～S30.4.1生まれ | S33.4.2～S35.4.1生まれ | 61才    |
| S30.4.2～S32.4.1生まれ | S35.4.2～S37.4.1生まれ | 62才    |
| S32.4.2～S34.4.1生まれ | S37.4.2～S39.4.1生まれ | 63才    |
| S34.4.2～S36.4.1生まれ | S39.4.2～S41.4.1生まれ | 64才    |
| S36.4.2以降生まれ       | S41.4.2以降生まれ       | 65才    |

(注) S27.4.2～S29.4.1生まれの女性については、定額部分の支給も64才からあります

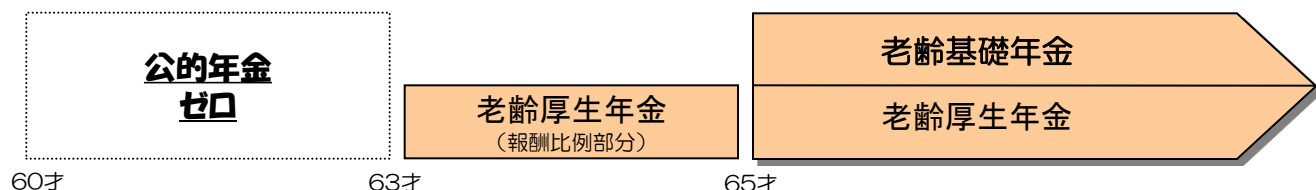
■昭和28年4月2日～昭和30年4月1日(女性は昭和33年4月2日～昭和35年4月1日)生まれの方の場合■



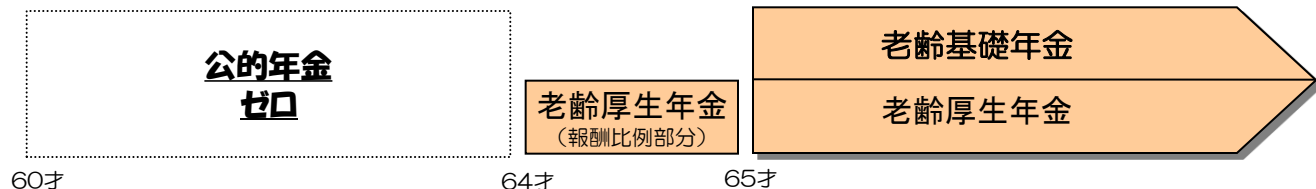
■昭和30年4月2日～昭和32年4月1日(女性は昭和35年4月2日～昭和37年4月1日)生まれの方の場合■



■昭和32年4月2日～昭和34年4月1日(女性は昭和37年4月2日～昭和39年4月1日)生まれの方の場合■



■昭和34年4月2日～昭和36年4月1日(女性は昭和39年4月2日～昭和41年4月1日)生まれの方の場合■



■昭和36年4月2日(女性は昭和41年4月2日)以降生まれの方の場合■



「60才から年金をもらえる」と思って人生計画していた方、「年金がない」なんて、これは大きな問題です！

この「公的年金ゼロ期間」を乗りきるためには、やはり**自助努力が必要**です。

60才になってあわてることのないよう、今からできる範囲で少しずつでも準備を始めましょう。

それでは、一体自助努力で何をどうすれば？次は、いよいよ「まとめ」です。

|       |                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 加入    | 国民の義務としてすべての人が加入                                    |
| 給付の特徴 | 物価などの上昇に合わせて引き上げられるので、将来にわたって同じ実質価値が保障される           |
| 給付の種類 | 老齢、障害、死亡のすべてがカバーされ、さらに国民年金基金や厚生年金基金に加入すると年金額も上積みされる |

|                                          |
|------------------------------------------|
| 個人が自由意思で加入                               |
| 自分の保険料を積み立てた範囲で給付が行われる                   |
| 将来受けようとする年金の種類や期間が多様であり、これらに応じて保険料も多様である |

まとめ

## 自助努力で何をするかを学ぼう!!



老後に向けて準備するための商品は、各金融機関から色々出ていますが、中でも、今回株式会社ヤマザキ保険事業部で募集する「**個人年金プラン**」（年金払積立傷害保険）がおすすめです。毎月の給与引き取り（団体扱）で無理なく積み立てることが出来ます。できる金額からコツコツと貯めていきましょう。

< 40才の方で三井住友海上引き受けの場合（保険料払込期間20年間） >

毎月積立  
（団体扱） **20,000 円**

払込保険料総額

**480 万円**

（月2万円×12か月×20年）

5年間のお受取総額

**5,176,600 円**

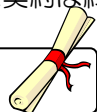
（年1回1,035,320円×5回）

※保険料払込みは60才到達後の次の5月までとなり、60才退職時には残回数分を一括でお払い込みいただくことになります。

事故によるケガで死亡または重度後遺障害となった場合は、死亡・重度後遺障害保険金が支払われます。その場合、ご契約は終了し、以後の給付金はお支払いできなくなります。



年金の学校 ご卒業おめでとうございます



個人年金プラン

**募集要領**  
（団体扱）

- お申込方法：添付の「個人年金プラン契約希望書」に必要事項をご記入のうえ、各事業所人事担当課までご提出ください。株式会社ヤマザキ保険事業部にて受付後、正式な保険契約申込書をお送りいたします。
- 保険契約者となれる方：山崎製パン株式会社またはそのグループ会社にお勤めで毎月給与の支払いを受けている皆さま
- 被保険者（補償の対象者）となれる方：保険契約者、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族（別居中の扶養親族を含みます。）  
※保険期間の途中で、保険契約者・被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。保険料の変更および払込方法の変更の手続きが必要となります。
- 申込締切日：平成28年2月20日（土）
- 保険始期：平成28年3月30日（水）
- 保険料のお払込み：平成28年6月度給与より毎月給与控除させていただきます。

※保険始期は3月30日ですが保険料控除開始が3か月後の6月からの為、保険料払込期間は60才到達後の次の5月までとなります。60才定年退職時には残回数分を一括でお払込みいただくことになります。例えば7月で60才定年退職の方は、8月から翌年5月までの10か月分の保険料を退職時に一括でお払込みいただくことになります。